

春日部市水道事業給水条例の一部を改正する条例

春日部市水道事業給水条例（平成17年条例第202号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前					
(分担金)		(分担金)					
第11条 給水装置の新設又は増径となる改造工事をしようとする者は、当該新設又は改造後のメーターの口径に応じ、次の表に定める金額に100分の108を乗じて得た額を分担金として納付しなければならない。		第11条 給水装置の新設又は増径となる改造工事をしようとする者は、当該新設又は改造後のメーターの口径に応じ、次の表に定める分担金を納付しなければならない。					
メーターの口径	金額(1給水装置につき)	メーターの口径	メーターの口径	メーターの口径	メーターの口径	メーターの口径	メーターの口径
13ミリメートル	228,000円	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	30ミリメートル	40ミリメートル	40ミリメートル
20ミリメートル	228,000円	20ミリメートル	25ミリメートル	30ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	50ミリメートル
25ミリメートル	495,000円	25ミリメートル	30ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	75ミリメートル
30ミリメートル	695,000円	30ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	100ミリメートル
40ミリメートル	1,314,000円	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	150ミリメートル	150ミリメートル
50ミリメートル	2,171,000円	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	150ミリメートル	200ミリメートル	200ミリメートル
75ミリメートル	5,600,000円	75ミリメートル	100ミリメートル	150ミリメートル	200ミリメートル	200ミリメートル以上	200ミリメートル以上
100ミリメートル	11,219,000円	100ミリメートル	150ミリメートル	200ミリメートル	200ミリメートル以上	管理者が定める額	管理者が定める額
150ミリメートル	30,552,000円	150ミリメートル	200ミリメートル	200ミリメートル以上	管理者が定める額	管理者が定める額	管理者が定める額
200ミリメートル以上	管理者が定める額	200ミリメートル以上	管理者が定める額	管理者が定める額	管理者が定める額	管理者が定める額	管理者が定める額
(料金)		(料金)					
第26条 料金は、別表に定める基本料金及び超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。		第26条 料金は、別表に定める基本料金及び超過料金の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第26条の規定にかかわらず、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した料金（施行日以後初めて

料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。